

越 監 公 表 第 1 0 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和7年（2025年）7月4日付け越監第63－1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年8月27日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 山 田 裕 子

越谷市監査委員 野 口 高 明

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 収納事務において、納期限の設定に誤りのあるものがあった。

歳入に係る納入の通知をするにあたっては、越谷市会計規則により、別に定めがあるものを除き通知しようとする日から起算して15日以内の納期限を定めなければならない旨規定されている。

当該事務の執行状況を確認したところ、所定日数を超えて納期限を設定していたものである。
(都市計画課、公園緑地課)

【措置等の内容】

本件については、会計規則における納期限の指定についての規定は認識しておりましたが、通知日の翌日から起算して15日以内との誤った認識等により納期限を設定していたものです。

今後は、今回の指摘事項に関する注意事項及び根拠法令等をまとめた資料を作成し、年度当初に所属職員に電子回覧するなど、定期的な周知を図るとともに承認者及び決裁者による確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

(都市計画課)

本件については、本来納入通知をしようとする日から起算して15日以内に納期限を設定すべきところ、越谷市会計規則の確認を怠り、誤った納期限を定めていたものです。

今後は、同規則を再確認するよう周知徹底を図り、職員間で共通認識をもって再発防止に努めてまいります。また、管理台帳に納入期限のチェック欄を設けて管理してまいります。

(公園緑地課)

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<収入事務>

(2) 補助金申請等の事務において、関係文書の事務処理が適切に行われていないものがあった。

各事務の処理方法に関しては、越谷市文書管理規程や事務専決規程等により、収受文書の取扱いや決裁権者などが定められている。

当該事務の執行状況を確認したところ、収受文書について所定の登録や、決裁権者による決裁の手続がなされていなかったものである。(都市計画課)

【措置等の内容】

本件については、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金の業務で、電子メールで送付された通知文書の収受登録を失念していたものです。また、補助金申請に関する報告文書について、前回の監査で指導を受けていたにもかかわらず、越谷市事務専決規程に基づく所定の決裁権者の決裁を受けていませんでした。

該当文書については、文書管理システムにて収受登録を行い、決裁については都市整備部長による追認決裁を行いました。

今後は、今回の指摘事項に関する注意事項及び根拠法令等をまとめた資料を作成し、年度当初に所属職員に電子回覧するなど、定期的な周知を図るとともに、承認者及び決裁者による確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例等により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することなどが規定されている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、直行・直帰の旅行における旅費の調整の方法を誤っていたため支給不足となっていたものである。

(都市計画課)

【措置等の内容】

本件については、旅費の調整方法についての確認不足により、直行・直帰の旅行において誤った方法で運賃を減額していたものです。

旅費の申請については、庶務事務システムにて、適正な支給金額となるよう修正を行いました。

今後は、所属職員に対し「旅費の支給に関する手引」及び「旅費の支給の取扱いに関するQ&A」を年度当初に電子回覧するなど、定期的な周知を図るとともに、「所属職員の定期保有区間一覧」の作成と「【決裁関係者用】交通機関（電車）を利用した通常の旅費の確認手順」の活用により、承認者及び決裁者による確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

監査の結果に係る措置について

都市整備部

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 工事請負契約事務において、所定の手続によらず発注したものがあった。

契約事務の手続については、関係法令及び越谷市契約規則等により、一連の事務処理手順が定められている。

当該事務の執行状況を確認したところ、所定の処理手順のうち予算執行伺から契約締結決裁までの各手続を行わずに発注し、契約金額の支払に至っていたものである。
(都市計画課)

【措置等の内容】

本件については、道路整備（単価契約）の契約事務手続の認識不足から、該当の工区の担当事業者ではなく、異なる工区の担当事業者に工事を発注していたものです。

今後は、道路整備（単価契約）の契約事務手続の際に、事業者の選定根拠資料を添付の上起案することで、承認者及び決裁者による確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。